

■廃業届提出に伴う建設業許可の取消しについて（令和8年4月～令和8年6月分）

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

2 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

3 建設業の全部を廃業した建設業者

[illegible]

4 建設業の一部を廃業した建設業者

■廃業届提出に伴う建設業許可の取消しについて（令和8年4月～令和8年6月）

[illegible]